

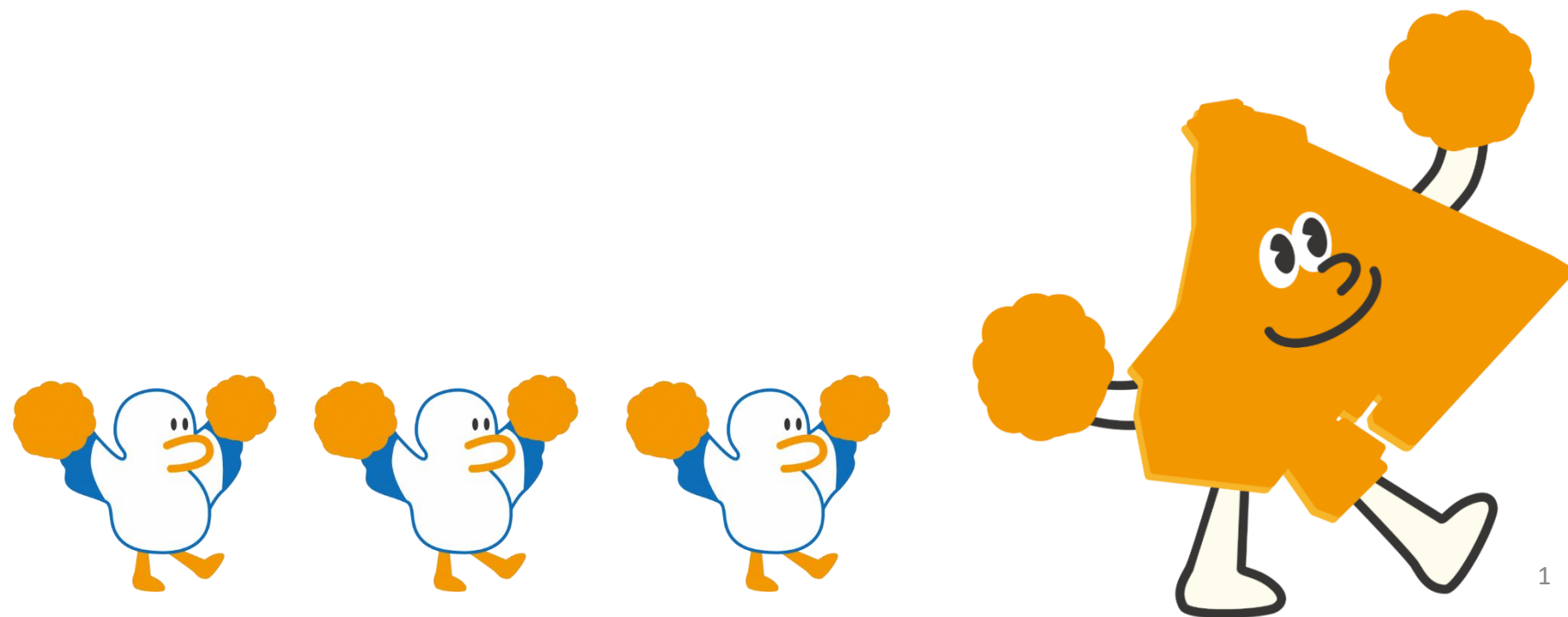
附属機関等の概要（令和6年7月1日現在）

附属機関等の名称	浦安市認知症総合施策検討委員会
設置根拠	・浦安市附属機関の設置等に関する条例 ・介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第115条の45第2項第6号および地域支援事業実施要綱（平成28年老発0115第1号）
設置の趣旨、必要性等	地域の実情に応じて、認知症施策を総合的に推進するため設置する。
設置年月日	令和4年4月1日
所管事項	(1) 認知症施策推進基本計画の策定及び進捗状況の評価に関すること。 (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する認知症総合支援事業に関すること。 (3) 認知症施策に係る事業者及び関係機関の取組状況に関すること。 (4) その他認知症施策の推進に関し必要な事項
公開、非公開の別	原則公開・原則非公開
非公開とする理由	認知症の人又は認知症が疑われる人に関する事項を検討する委員会であり、その内容を公開すると、個人情報および個人が特定されるものが含まれ、個人のプライバシーを侵害することとなるため。
非公開の根拠	浦安市情報公開条例施行規則第15条第1項第2号
委員の人数・任期	19名・2年
委員の報酬等	委員長9,500円、委員9,000円
所管部署	福祉部 高齢者包括支援課 電話 047-381-9028（直通）
備考	個人情報を取り扱わない、認知症施策に関する議事を一部公開とする。

委員名簿

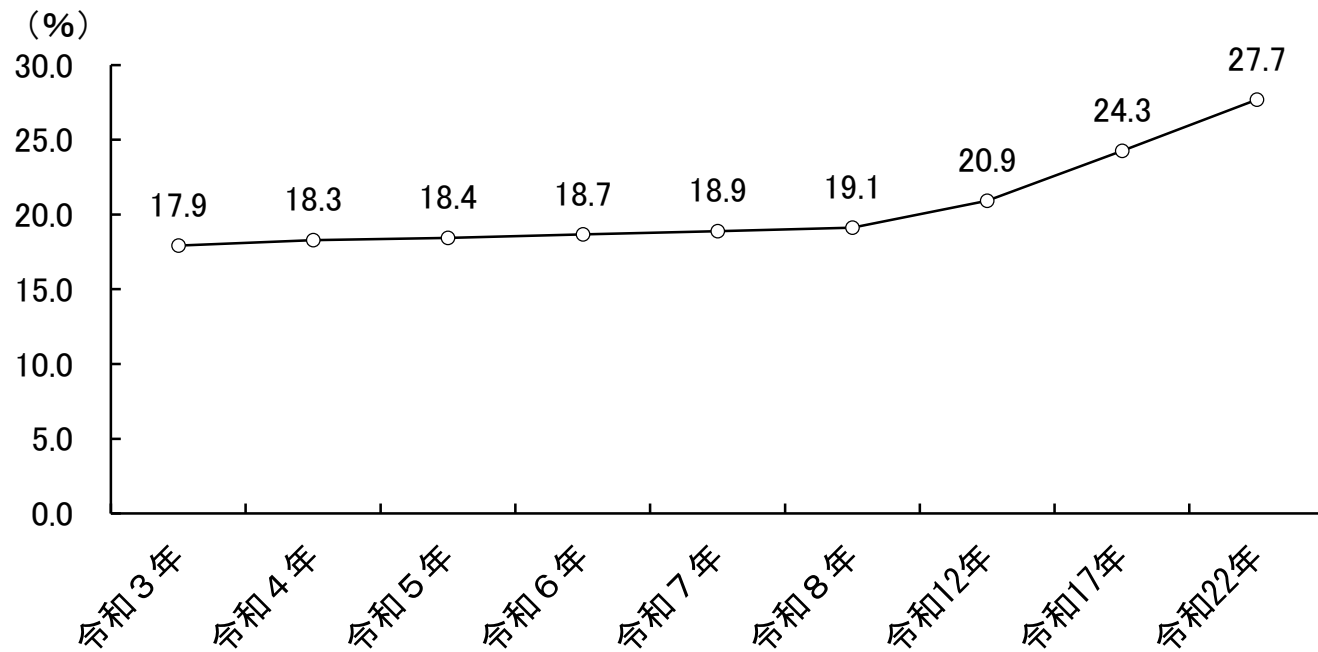
No	氏名	職等
1	高木一郎	浦安市医師会
2	深川周	浦安市歯科医師会
3	高梨早衣子	浦安市薬剤師会
4	小島ふさ子	浦安市ケアマネジャー連絡会
5	鈴木信男	浦安市介護事業者協議会
6	勢司博之	認知症地域支援推進員
7	池城緩厘弥	認知症疾患医療センター
8	沖野谷隆	浦安商工会議所
9	樽林元樹	浦安市社会福祉協議会
10	大塚早苗	浦安市民生委員児童委員協議会
11	亀井克一	浦安市自治会連合会
12	相原勇二	浦安市老人クラブ連合会
13	石本貴洋	浦安市内郵便局
14	寺島努	浦安警察署
15	合江みゆき	認知症の人と家族の会千葉県支部
16	立崎直樹	浦安認知症誰でもフレンドリークラブ UDFC(Urayasu dementia/Daredemo Friendly Club)
17	山国秀幸	株式会社ワンダーラボラトリー
18	並木美砂子	福祉部 部長
19	森林友佳子	浦安市中央地域包括支援センター

浦安市の主な認知症施策について



- ① 認知症の現状について
- ② 浦安市認知症とともに生きる基本条例
について
- ③ 浦安市の認知症施策について

高齢化率について

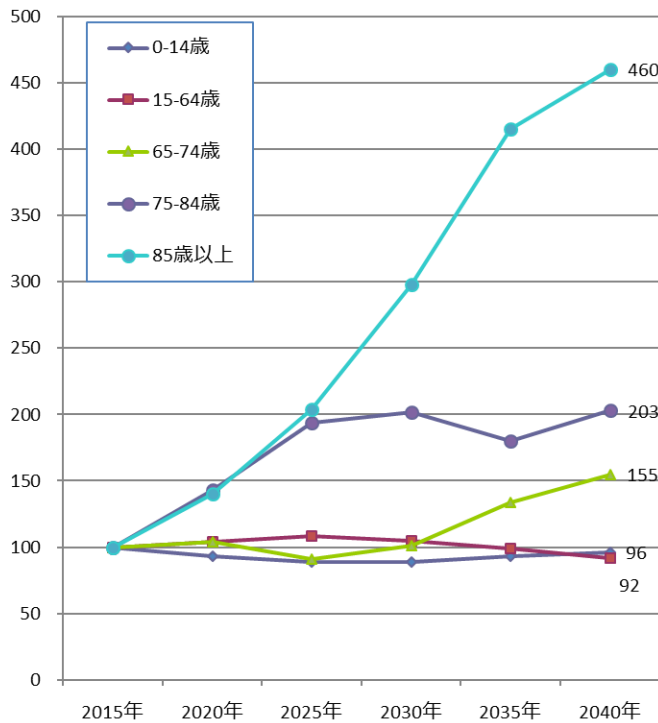


出典：高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画

高齢化のスピード：85歳以上高齢者の急増

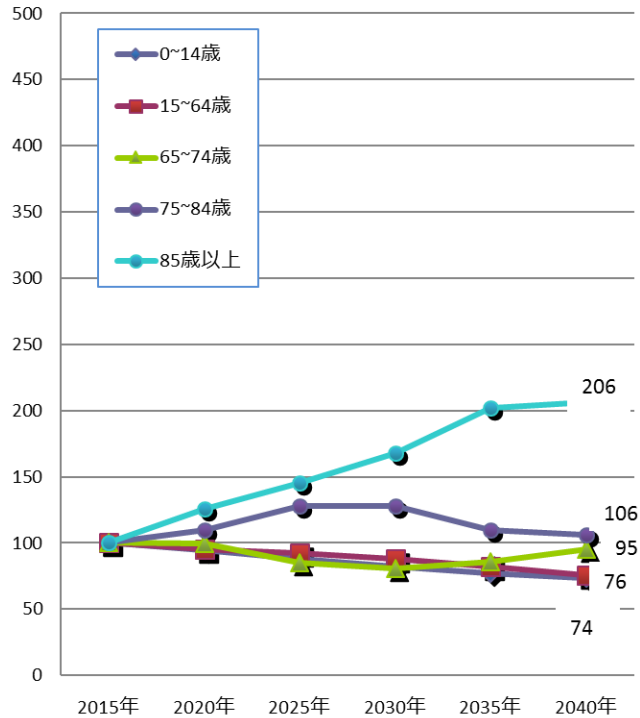
年齢階級別人口の伸び率の推移（2015年を100とした場合）

浦安市



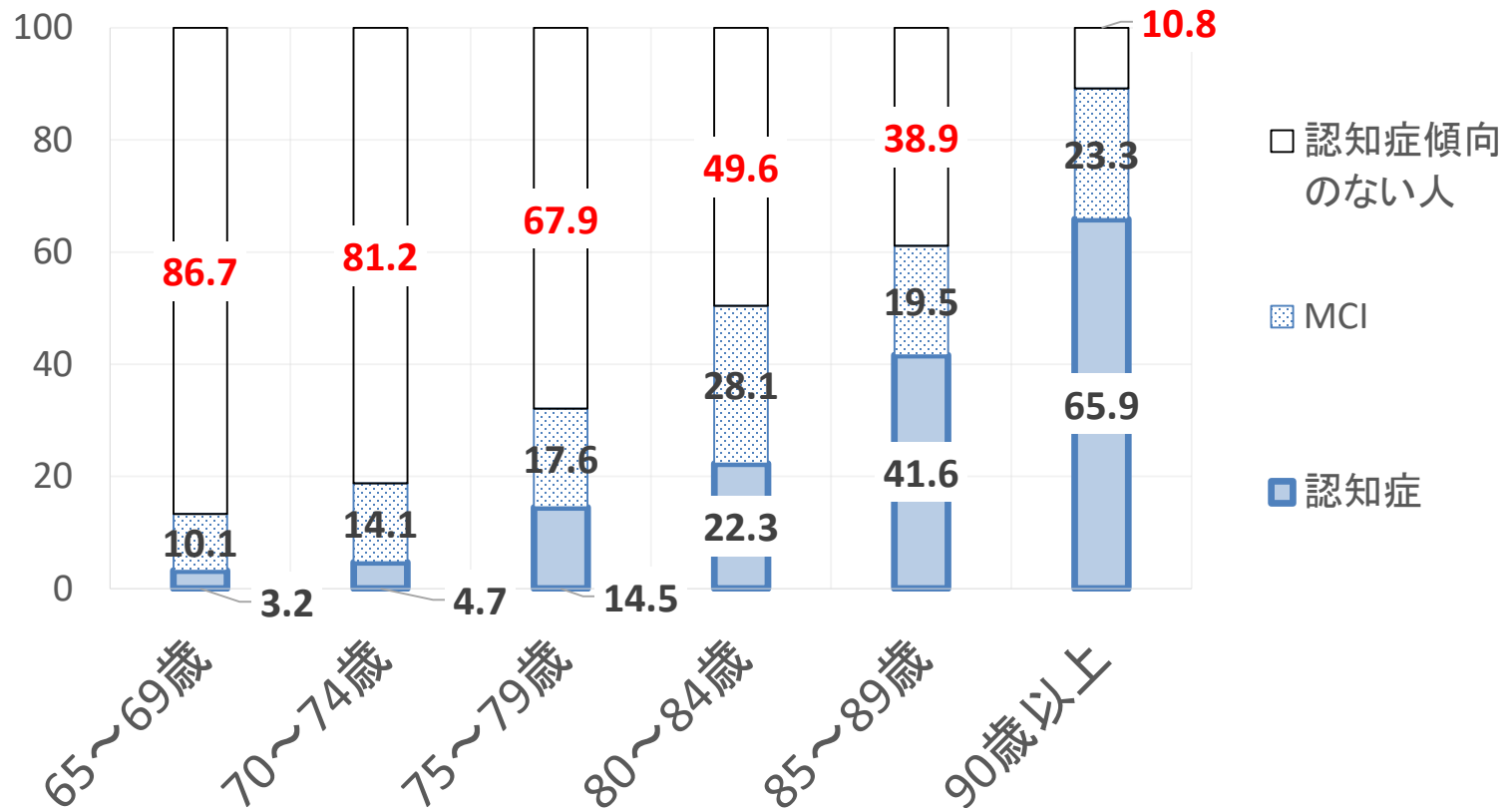
2019年浦安市人口推計（資料提供：企画政策課）

全国



出典：国立社会保障・人口問題研究所：日本の将来推計人口（平成29年度推計）

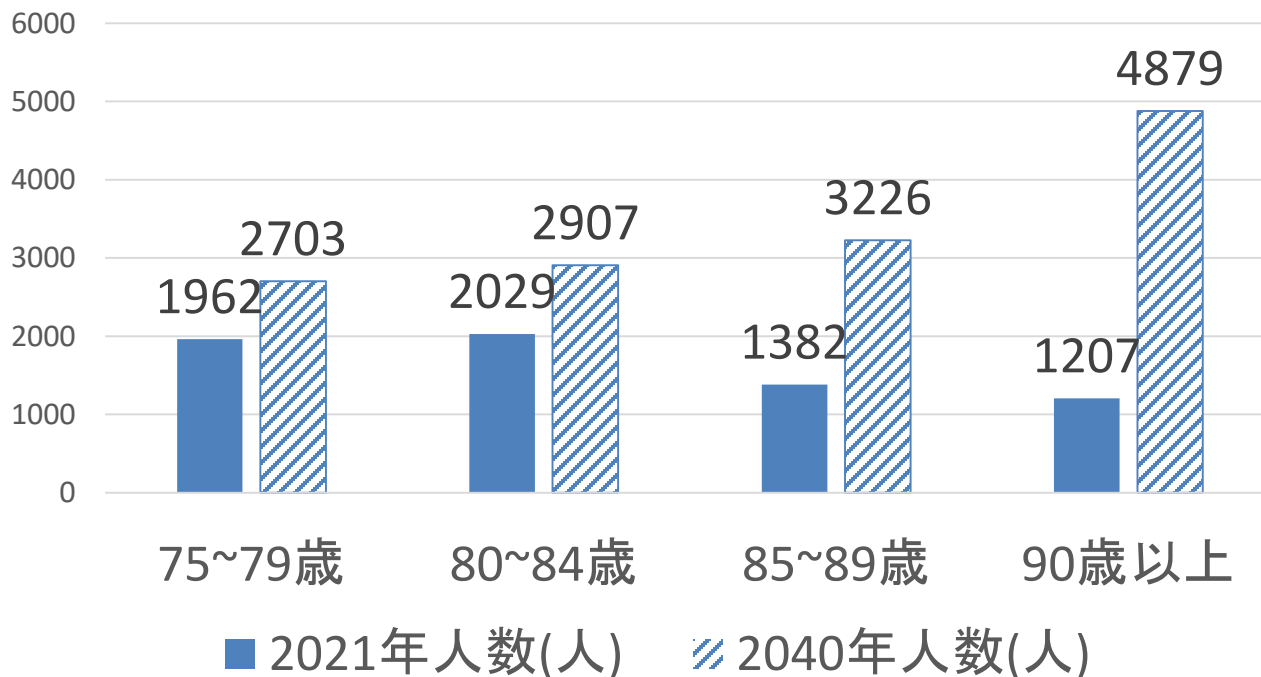
認知症及びMCI(軽度認知障害)の人の年代ごとに占める割合(%)



筑波大学 朝田隆名誉教授
認知症の人の有病率に関する研究結果より

浦安市の認知症及びMCI(軽度認知障害)の人の将来推計

認知症及びMCIの人の合計人数



65歳以上の
推計値

2021年
約9,000人



2040年
約17,000人

約2倍に!

筑波大学 朝田隆名誉教授

認知症の人の有病率に関する研究結果を浦安市の将来推計人口に乗じて算出

若年性認知症者数(令和2年3月)

若年性認知症

65歳未満で発症した場合、若年性認知症と呼ばれています。

若年性認知症は働き盛りの世代で発症するため、ご本人だけでなく、ご家族の生活への影響が大きくなりやすい特徴があります。

○全国における若年性認知症者数 3.57万人と推計

○18歳～64歳人口における人口10万人当たりの若年性認知症者数(有病率)は50.9人

(出典:日本医療研究開発機構認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」(令和2年3月))

- ① 認知症の現状について
- ② 浦安市認知症とともに生きる基本条例
について**
- ③ 浦安市の認知症施策について

浦安市認知症とともに生きる基本条例

• 目的

令和4年7月1日施行

この条例は、認知症とともに生きることができ
る地域社会の実現に関し、基本理念を定め、**市の責務、市民、事業者及び関係機関の役割並びに家族等の取組を明らかにするとともに**、認知症とともに生きることができ
る地域社会の実現に必要な基本となる事項を定めることにより、**認知症の人及びその家族等を含む誰もが、住み慣れた地域の中で、地域の主体的な一員として希望する暮らしを実現し、継続することができ
る地域社会の実現に寄与すること**を目的とする。

浦安市認知症とともに生きる基本条例

責務・役割・取組

市の責務

- 多様な主体との連携の下、**認知症施策を総合的に推進**する。
- 認知症の人本人及びその家族等を含め、**広く意見を聴いて認知症施策を実施**する。

市民の役割

- 認知症とともに生きることについて**理解を深める**。
- 必要に応じて認知症の人及びその家族等へ声かけや見守りを行い、社会参加への配慮し、関係機関等への相談。
- あらかじめ社会との関わりを持つことが、認知症になった後に希望する暮らしを継続するために役立つということを知る。

家族等の取組

- 認知症とともに生きることについて理解を持って、**認知症の人本人の意思を尊重**する。
- 自らの体験やその思い、**意見等を発信し、地域社会とつながり**、周囲に気軽に相談することができる。

認知症の地域課題

事業者の役割

- 様々な生活の場面で提供されるサービスをよりよくなるため、**従業者の理解を深める教育の機会の確保**。
- 認知症の人及びその家族等の雇用の継続への**配慮**。

医療・介護・福祉に関する事業者の役割

- 相互に連携して、認知症に関する専門知識及び技能の向上を図り、**認知症の人及びその家族等の気持ちを受け止め、良質で適切なサービスを提供**する。

関係機関の役割

- 相互に連携して、**認知症の人及びその家族等が必要なサービスを選択**することができるよう適切な情報を提供。
- 市が実施する認知症施策に**協力**する。

浦安市認知症とともに生きる基本条例

• 基本理念

- 認知症の人が、その**尊厳が保持され、自らの意思により、力を発揮しながら希望する暮らしを実現し、継続を目指します。**
- 認知症の人、家族等、市民、事業者及び関係機関が**認知症を地域の課題として捉え、認知症とともに生きることへの理解を深め、連携することで、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、自分らしく社会とつながり、支え合い、安心して暮らせる地域を目指します。**

浦安市認知症とともに生きる基本条例

• 基本的な認知症施策の方針

①認知症とともに生きることについての理解の推進

⑤医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関の連携の推進

②発信・伝達の支援及び機会の確保

⑥意思決定支援

③社会参加の推進

⑦権利擁護

④家族等への支援

⑧認知症予防に関連する施策の推進

- ① 認知症の現状について
- ② 浦安市認知症とともに生きる基本条例
について
- ③ 浦安市の認知症施策について

(1)高齡者の総合相談窓口

ともづな(地域包括支援センター)市内5か所

高齢者の さまざまな相談に 応じます

- ・在宅医療や介護保険サービスを利用するにはどうしたら良いのですか？
- ・認知症が心配なのですが…
- ・遠方にいる親と同居を考えています。どんな準備が必要ですか？

尊厳のある 暮らしを守ります

- ・近所に様子の気になる高齢者がいるのですが…
- ・最近物忘れが多くなり、お金の管理に自信がなくなってきました。頼れる身内もいません。

ともしつながる まちづくりを進めます



“ともづな”は浦安市地域包括支援センターの愛称です。
船を陸に繋ぐ綱。絆にも例えられます。

～浦安市に転入された方へ～

新しい地域に早く慣れていただくために、医療機関等生活に必要な場のご案内の他、地域のサロン（転入者向けサロンもあり）、趣味サークルのご案内もします。ご家族からのご相談も受け付けています。

暮らしやすい まちづくりを すすめます

さまざまな関係機関、地域の方々とのネットワークづくりに取り組んでいます。

- ・認知症サポーター養成講座
- ・ともづなネットワーク会議の開催
- ・介護予防の担い手の養成 など

高齢期の 健康づくり 介護予防を 応援します！

- ・足腰が弱くなり、外に出るのが不安です。
- ・高齢者の通う場所がありますか？
- ・入院後体力が落ちました。体力改善のために利用できるサービスはありますか？
- ・何か地域に貢献したいのですが…

(2) 認知症初期集中支援事業 認知症初期集中支援チームについて

認知症初期集中支援チームとは

認知症サポート医、医療・福祉・介護の専門職が構成する支援チームです。

対象となる方

原則として、40歳以上で、在宅で生活しており、かつ**認知症が疑われる人**又は**認知症の人**

支援内容

家庭訪問して、認知機能低下による生活上の困難さなどを本人や家族と一緒に確認し支援の方向性を検討します。必要に応じてかかりつけ医や認知症サポート医と連携しながら、医療や介護サービスの調整などのサポートを行います。

(3)認知症サポーター養成講座

【事業概要】

認知症について正しく理解し、認知症の人とその家族を見守る認知症サポーター(応援者)を養成する講座を実施。

毎月市内公民館、市内小学生(4年生)、団体・事業者等に講座を実施している。

【講座内容】

- 認知症とは？
- 認知症の方との接し方 など

【実績(平成18年度～令和5年度累計)】

- 講座実施回数：474回 受講人数：18,049人
- 主な受講者：市民、小学生、事業者(郵便局、歯科医院、介護事業所、自治会、市民活動団体、病院、企業など)

(4) 認知症とともに生きるまちづくり応援店

認知症の方、またそのご家族が安心して利用できる お店・事業所

「認知症の方、ご家族が暮らしやすいまちづくりに協力したい！応援したい！」というお気持ちがある事業所を応援店として登録するもの。

認知症サポーター養成講座を受講した従業員のいるお店にステッカー、認定証を交付。
市HPに事業者名を掲載。



認知症とともに生きるまちづくり応援店

【登録事業者一覧】 54団体(令和6年9月現在)

千葉りんかい行政書士事務所	株式会社舞浜倶楽部新浦安フォーラム	公益財団法人うらやす財団 自転車対策室	医療法人社団i Cube i Cube Dental Clinic 新浦安
サミット(株)ライフガーデン浦安富岡店	株式会社舞浜倶楽部 富士見サンヴァーロ	浦安市墓地公園	おだ歯科医院
アルフレッサ株式会社 市川支店	フィットネスクラブルネサンス 新浦安	浦安市青少年館	医療法人社団玲仁会 みさき歯科医院
ケアハピQOL	社会福祉法人 東京栄和会 うらやす和楽苑	医療法人社団城東桐和会 タムス浦安病院	さくら通りみなみ歯科医院
当代島ぽっかぽか	宅食ライフ 市川店	第一生命保険株式会社 京葉中央営業オフィス	藤原歯科クリニック
堀江ぽっかぽか	美容室フェリーチェ	第一生命保険株式会社 新浦安営業オフィス	よこた歯科クリニック
Pink Cloverネイルサロン&スクール	サードライフ ニューコースト 新浦安店	浦安市民プラザWave101	医療法人社団不二見会 ふじみ歯科医院
浦安駅前郵便局	ファーマライズ薬局 浦安中央店	浦安市中央武道館	あけぼの薬局 新浦安店
浦安富岡郵便局	株式会社エルク(でんきのエルク)	文化財住宅(旧宇田川家住宅)	たぎる.倶楽部
浦安猫実二郵便局	南八幡治療院	文化財住宅(旧大塚家住宅)	医療法人社団地天泰ローズタウン歯科クリニック
浦安望海の街郵便局	浦安市文化会館	浦安市老人福祉センター	医療法人社団 祐希会 ひまわりクリニック
浦安堀江郵便局	かねこ整骨院	酒井歯科医院	有限会社 田中屋海苔店
新浦安駅北郵便局	浦安に住みたい!編集室	海楽歯科医院	
新浦安駅前郵便局	公益財団法人うらやす財団事務局本部	飯田歯科医院	

認知症家族交流会

【事業概要】

- ・認知症の方の家族、介護している仲間同士、悩みや体験、介護のノウハウなどを自由に語り合える場として認知症の方の家族交流会を実施している。
- ・家族の精神的負担の軽減を図るとともに、行政が家族の意見を把握できる機会となっている。

【実施場所】

- ◎浦安市役所 月1回
- ◎認知症対応型デイサービスダイルーム和楽 月1回
- ◎認知症対応型デイサービスはじめ 月1回
- ◎地域包括支援センター 年に数回

【令和5年度実績】

開催数：36回 参加者数(延)58名

認知症家族交流会から聴こえてきたこと

夫が認知症と診断を受けたとき、介護保険のことや施設のことなどが何もわからず困りました。
病院から包括支援センターなど、相談先を紹介してくれると安心します。

家族として、できるだけ在宅で過ごさせてあげたいという気持ちはあります。進行とともに施設への入所も考えていますが、決断することに葛藤があります。

頭では分かっていますが「なんで認知症になってしまったのか」「どうして排泄を失敗してしまうのか」とストレスを感じることがあります。
交流会の場で、同じ立場の人同士で話すことで「自分だけじゃないんだ」と気持ちが軽くなります。

(5)認知症の方の本人ミーティング

【事業概要】

- ・ 認知症の本人同士、認知症のことや生活のことなど自由に話し合える集いを実施している。
- ・ 認知症本人の憩いの場、行政側が本人の意見を把握できる機会となっている。

【実施概要】

毎月1回、市役所にて開催
参加者は1回あたり7名程度

【令和5年度実績】

開催数：12回 参加者数(延)：56名



本人ミーティングから聴こえてきたこと

人の役に立ちたいと思っているし、できるだけ人に世話を焼いてもらったり、支援される一方にはなりたくない。

「認知症」という言葉が悪い方に先行してしまっている。認知症になったら終わりだというイメージがあるが、寝込んでもないし、年をとれば物忘れが多くなるのは自然なこと。認知症じゃない人より優れている部分もある。陽気で楽しい病気だと思う。

昔はわざわざ「自分は認知症」と言わなくても自然と支え合える地域の雰囲気であったが今はそうではないように感じる。



忘れてしまったり、変な行動をしてしまったときに馬鹿にされるのがとても傷つく。認知症になると言動に過敏になる。認知症はばかにされやすい病気。優しい声かけや思いやりの気持ちが大切。

(6)若年性認知症の方の集い

【事業概要】

若年性認知症の方、家族の集いの場を(株)舞浜倶楽部に委託し開催。

【実施概要】

毎月2回、舞浜倶楽部にて実施。

集いの内容については参加者が決めている。

【令和5年度実績】

開催数：24回

参加者数(延)：145名(当事者92名、家族53名)

(7)高齡者保護のための事業

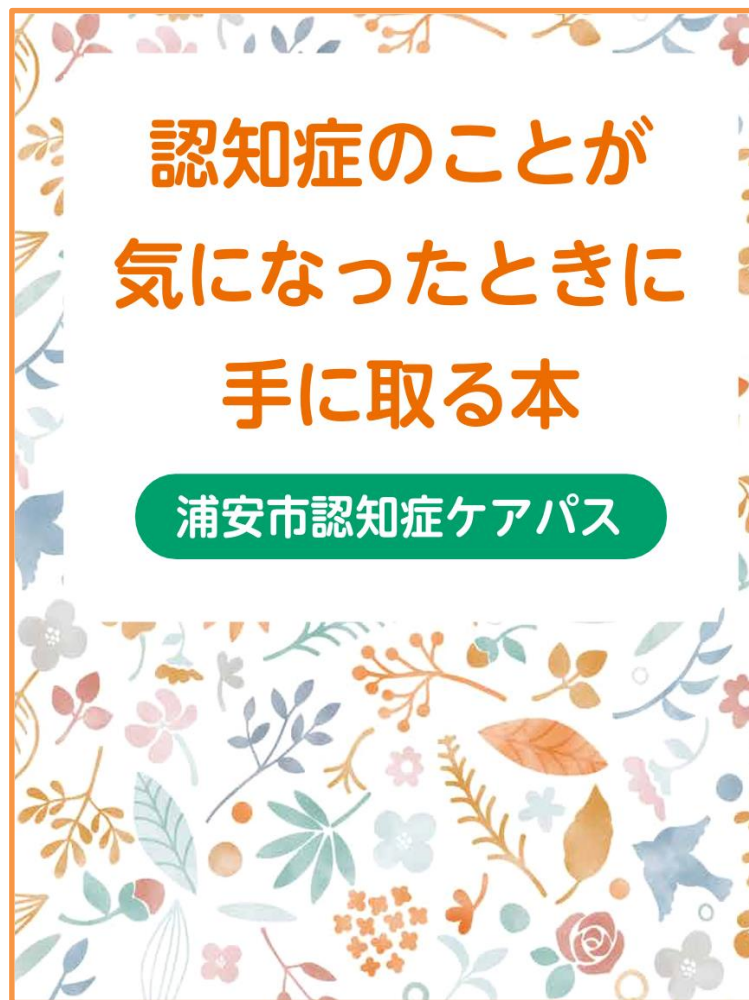
①QRコード付きラベルシールの配布

杖や衣類に貼るQRコード付きラベルシールを配布。迷子になった際に発見者がQRコードを読み取ることで互いの個人情報を開示することなく、インターネット上の伝言板を用いて身元確認や、家族への引き渡しを円滑に行える。

②行方不明高齡者お知らせ配信サービス

行方不明高齡者の早期発見のため、市の公式LINEに登録の方に
行方不明高齡者の情報を配信。

(8)認知症ケアパスの発行



(9)認知症理解促進のための普及啓発

映画「オレンジ・ランプ」上映会

令和6年3月、6月(UDFC共催)に上映会を実施。
計331名参加

映画「オレンジ・ランプ」

企画・脚本・プロデュース 山国秀幸氏

令和5年6月に劇場公開。その後全国各地で認知症への理解促進のため全国各地で上映会が開催されている。

【あらすじ】

39歳で若年性認知症と診断された丹野智文さんの実話をもとに、夫婦の希望と再生を描いた映画。

39歳で若年性アルツハイマー型認知症と診断された只野晃一は、妻と2人の娘を抱え、不安に押し潰されそうになる厳しい現実と直面していた。そんな晃一に妻の真央は何でもやってあげようとするが、晃一は日ごとに元気がなくなっていき、仕事も辞めようとしていた。しかし、本人ミーティングへの参加をきっかけに真央と晃一の意識に変化が訪れる。「人生をあきらめなくてもいい」と彼らが気づいたことにより、家庭や職場、地域など2人を取り巻く世界もまた、変化していく。職場は認知症サポーター養成講座を受講し、晃一が仕事を続けられるよう認知症について理解をした。また、家族は「本人ができることは奪わない、できないことを支援する」と考え方が変化したことで、晃一も自分らしく生活していくようになった。



(10) 認知症理解促進のための普及啓発

普及啓発ポスターの設置

9月の認知症普及啓発月間に
て普及啓発ポスターを市内バ
ス、認知症とともに生きるま
ちづくり応援店等にて設置予
定。

ポスターの内容は本人ミー
ティングにて認知症本人の方
から意見を聞き作成した。

認知症の方にも、誰にでも、あたたかい心を

「できる」を応援するまち浦安

認知症の人と捉えないで、普通に接してほしい (認知症本人より)
認知症を人生の輝き記念日と捉えています。(認知症本人より)
何回同じ話をしても、ふんふんと聞いてほしい (認知症本人より)
全部できなくなるわけではない。手助けがあればできることはたくさんある (家族より)

認知症キャラクター：うらやすオレンジ

応援キャラクタープロフィール
【名前】 うらやす オレンジ
【体高】 あさり3コ分 【身長】 18.79cm
【誕生日】 9月21日 (世界アルツハイマーデー)
やってみようと思った人を応援するのが大好き！とどだらの
カモメ・ウラヤスと一緒に堀川で応援の練習をしているよ！
オレンジは認知症のシンボルカラーなんだ！

認知症について学びたい方へ認知症サポーター養成講座を開催しています

開催日	時間	会場	申込み
9/19	14:00-15:30	富寿公民館	ともづな 富 南 047-721-1027
10/21	10:00-11:30	堀江公民館	浦安市高齢者包括支援課 047-381-9028

9月はアルツハイマー月間です。
認知症になつたからといって何もわからなくなるわけではありません。
浦安市は認知症とともに生きることを目指す地域社会の実現を目指しています。
お問い合わせ先：浦安市高齢者包括支援課 047-381-8028

(仮称)浦安市認知症とともに生きる基本計画の策定について(案)

1. 策定の趣旨

浦安市では令和4年7月に『浦安市認知症とともに生きる基本条例(以下「条例」という。)]、国では令和6年1月に『共生社会の実現を推進するための認知症基本法(以下「法律」という。)]が制定されました。

今後ますます認知症とともに生きることが出来る地域社会の実現に向け、施策を推進していく必要があることから、法律や条例に定める理念を根幹に据え、令和7年度に新たに『(仮称)浦安市認知症とともに生きる基本計画』を策定します。(法的根拠：条例第19条、法律第13条)

浦安市認知症とともに生きる基本条例(該当部分概要)

(理念)

(1) 認知症の人が、その尊厳が保持され、自らの意思により、力を発揮しながら希望する暮らしを実現し、継続できること

(2) 認知症の人、家族等、市民、事業者及び関係機関が認知症を地域の課題として捉え、認知症とともに生きることへの理解を深め、連携することで、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、自分らしく社会とつながり、支え合い、安心して暮らせること

(認知症施策推進基本計画)

第19条 市長は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定し、公表するものとする。

3 計画の策定及び進捗状況の評価に当たっては、浦安市認知症総合施策検討委員会に意見を聴かなければならない。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法(該当部分概要)

(市町村認知症施策推進計画)

第13条 市町村は、国が策定する基本計画(都道府県計画が策定されているときは、国の策定する計画及び都道府県計画)を基本とするとともに、市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。

第12条

3 計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならない。

6 認知症に関する状況の変化、施策の効果を踏まえ、少なくとも5年ごとに計画内容の検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

2. 名称

本計画は条例の理念に基づき、認知症になった後も、希望する暮らしを周囲の方と共有し、認知症と上手に付き合いながらその方らしい生活を続けられる地域社会の実現に向けた施策の基本的な進め方を定めるものであることから、条例の名称との整合を図り、名称を「(仮称)浦安市認知症とともに生きる基本計画」とします。

3. 計画期間

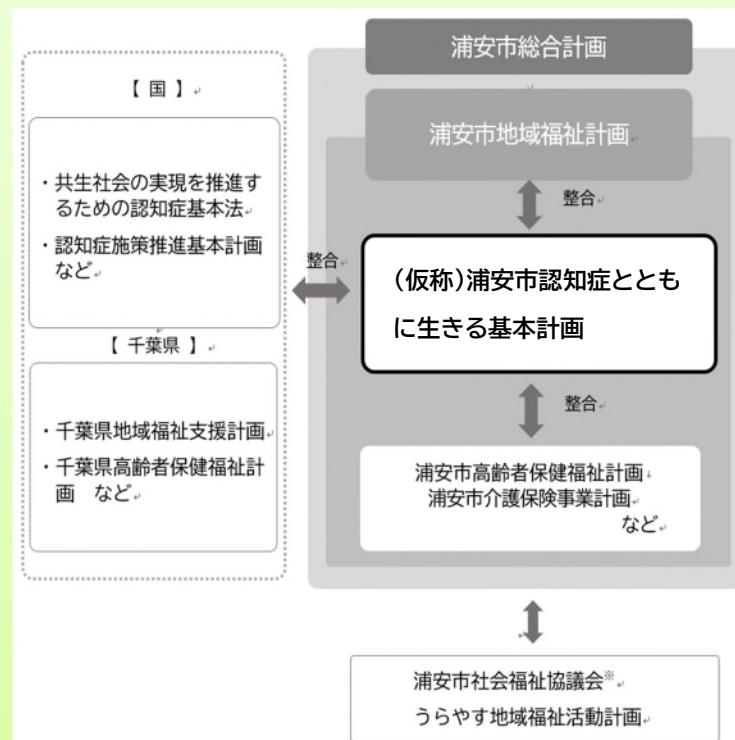
本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、柔軟に見直しができるものとしします。

4. 計画策定にあたっての基本姿勢

- ① 認知症の本人、家族等の意見を尊重した計画づくり
- ② 地域、関係機関、事業者など多様な主体との連携による計画づくり
- ③ 認知症を医療・福祉だけでなく分野横断的な計画づくり

5. 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画「浦安市総合計画」や、福祉部門の上位計画「浦安市地域福祉計画」、その他の関連計画に加え、国、県の法制度との整合を図りながら、認知症施策を総合的、包括的に推進するためのものです。



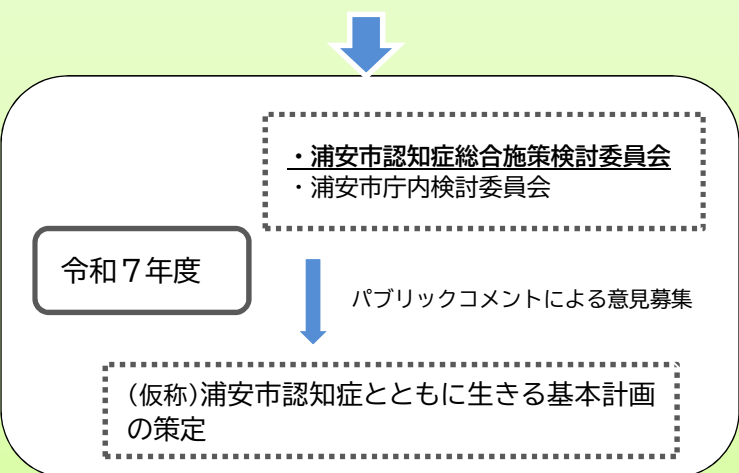
6. 策定体制・スケジュール

認知症の本人や家族等の参画を得て、意見を聞き、対話しながら策定します。

また、計画の策定にあたっては様々な分野にまたがることから、分野横断的な庁内検討組織を設置し、計画の策定作業を行います。

また、『浦安市認知症総合施策検討委員会』の意見を伺いながら策定します。

～令和6年度 関係者へのヒアリング調査
(別紙「資料3-2」参照)



7. 国の動向

令和6年秋ごろ、国は認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための「認知症施策推進基本計画」を策定予定となっています。本市においても今後、国で定める計画を基本としつつ計画を策定していきます。

国が策定している認知症施策推進基本計画(素案)のポイント(令和6年8月時点)

【策定にあたっての基本的な考え方】

- ① 共生社会の実現の推進
- ② 誰もが認知症になり得ること
- ③ 関係者が「新しい認知症観」に立つこと
- ④ 認知症の人や家族とともに施策を立案、実施、評価すること
- ⑤ 国、地方公共団体、地域の関係者が連携して取り組むこと など

「新しい認知症観」とは?

認知症になったら何もできなくなるのではなく、できること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、役割を果たし、自分らしく暮らしたいという希望があることなど、認知症の人が基本的人権を有する個人として認知症と共に希望をもって生きるという考え方

【計画期間中に達成すべき重点目標】

- 重点目標1 国民一人ひとりの認知症や認知症の人への理解が進んでいること
- 重点目標2 認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること
- 重点目標3 認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること
- 重点目標4 国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できること

【基本的施策】

認知症の人に関する国民の理解、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、認知症の人の社会参加の機会の確保等、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護、保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備 など

【計画期間】令和6年度から令和11年度までの概ね5年間

(仮称)浦安市認知症とともに生きる基本計画策定のための ヒアリング調査の実施について

1. 趣旨

令和7年度に新たに(仮称)浦安市認知症とともに生きる基本計画を策定するにあたり、本人・家族等の思いを尊重した計画づくりをおこなうため、令和6年度に本人、家族、市民等にヒアリング調査を実施します。

2. 実施主体

浦安市、浦安市認知症地域支援推進員

3. ヒアリングを通して把握すべき事項

- ・ 認知症の人の社会参加を継続するために必要なこと
- ・ 認知症の人・家族にとっての暮らしやすさを向上するために必要なこと
- ・ 認知症、認知症の人への先入観の払拭 認知症に関する正しい知識の理解を推進するために必要なこと

など

4. ヒアリング対象者及び方法

(1) 対象

認知症の本人(軽度～重度)、家族、ケアマネジャー、企業 など

(2) 調査方法

直接聴き取り及びアンケート調査を実施

(3) 実施時期 令和6年9月～令和7年1月(予定)

(4) 内容

【共通質問】

- ・ 認知症のイメージ
- ・ (もし)自分または家族が認知症になった場合、周囲に自分が認知症であることを共有できるか
- ・ 認知症の人が地域での生活を続けられるよう、地域の支えとして必要だと思うもの/市が力を入れて取り組むべきこと など

【対象者ごとの質問】

- 本人・家族：日々の生活の中で感じる不安や困りごと、希望する暮らしの実現度 など
- ケアマネジャー：認知症の方の担当ケースでのサービス利用状況/介護保険サービスや地域にある様々な活動ではニーズが合わず、支援に困っている方がいるか など
- 企業：業務中に認知症の人と接する際に困った/とまどった経験、従業員が認知症になった場合でも働き続けられる環境があるか など